

諮 問 書

3 軽環境第 1 2 4 号
令和 3 年 7 月 2 8 日

軽井沢町自然保護審議会
会長 大槻 幸一郎 様

軽井沢町長 藤巻 進

軽井沢町環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1. 諮問事項

軽井沢町環境基本計画（案）策定について

2. 諮問理由

軽井沢町環境基本条例第10条の規定により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として「軽井沢町環境基本計画」を策定いたします。

軽井沢町だけではなく、世界全体が直面している気候変動などの環境問題の特徴としては、影響が地球規模に及ぶ空間的な広がり、将来世代にまで及ぶ時間的な広がりを持っています。また、問題の構造が複雑、多様化し、日常生活や通常の世界経済活動における環境負荷の増大が主な要因として挙げられています。

このような環境問題に対処し、これまでの日常生活や世界経済活動のあり方を見直し、人と環境が共生し、持続発展が可能な社会を構築していくためには、規制を中心とした対応だけではなく、全ての人の自主的、積極的な取り組みが必要です。

こうした状況を鑑み、軽井沢町における環境の保全と創造を強く推進するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取り組みを含めて、軽井沢町環境基本計画を策定することについて、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

3. 答申を希望する時期

令和 5 年 10 月 末 目 途